



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/Res.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月9日

Sponsor: Afghanistan, Bangladesh, Barbados, Cabo Verde, Ghana, Grenada, Jordan, Kiribati, Maldives, Mali, Marshall Islands, New Zealand, Panama, Tanzania, Timor-Leste, Tunisia,

第25回ローマ規程締約国会議は、

締約国会議（ASP）の働きを想起し、

国際刑事裁判所（ICC）の働きを想起し、

国際刑事裁判所に関するローマ規程を想起し、

国際社会における法の支配の促進において、国連総会が果たす役割を想起し、

国家主権を尊重しつつ、各締約国が重大な国際犯罪に対する第一義的な訴追責任を十分かつ実効的に果たせることを再確認し、

ICCが国際社会における重大犯罪の処罰と法の支配の維持に重要な役割を果たしていることを再確認し、

ICCが加盟国との協力不足や財政的・人的資源の不足などの課題に直面していることを認識し、

ICCの実効性向上には、制度改革だけでなく加盟国への能力構築支援や協力体制の強化が不可欠であることを強調し、

ローマ規程の理念並びに国家主権及び補完性の原則を尊重し、

透明性、説明責任及び国際協力の促進がICCに対する信頼の向上につながることを認識し、

ローマ規程の目的及び原則を再確認し、

国家主権及び補完性の原則を尊重し、

ICCが加盟国との協力不足、逮捕令状の未履行、財政的・人的資源の不足などの課題に直面していることを認識し、

加盟国間の協力なくしてICCの実効性は十分に確保されないことを認識し、

各国の司法制度や捜査能力には大きな差が存在することを懸念し、

能力構築及び技術支援がICCの実効性向上に資することを強調し、

透明性及び説明責任の向上がICCへの信頼を高めることを認識し、

国際社会全体が重大犯罪の防止及び被害者の保護に対して共通の責任を有することを再確認し、

建設的な対話及び多国間協力を通じたICC改革の重要性を強調し、

災害や経済危機の影響で、一部の締約国において、分担金の支払いが困難となる場合があることを考慮し、

各国の司法制度が自立することの重要性を認識し、

1. ICCに対し、補完性原則を強化し、締約国が裁判できない時のみICCが介入することを促す；
2. ASPの下で、ICCが各国の国内司法を補完して関与する際の客観的かつ透明性のある基準について共通ガイドラインを策定し、その一貫した運用を促進する；
3. 各締約国に対し、ICC改革の実施に際して、国家主権及び補完性の原則を十分に尊重し、各国の国内司法制度との整合性を確保することを要請する；
4. 各締約国に対し、ICCからの逮捕、証拠提供及び司法協力要請に迅速に対応できるよう、国内法及び国内体制を整備することを促す；
5. ICCへの協力意思があるにもかかわらず、履行能力の不足している国に対し、能力を有する締約国及び国際機関が、以下の分野における能力構築支援を自発的に提供・促進することを要請する；
 - a. 裁判官・検察官・捜査機関への研修
 - b. 証拠収集・保全に関する技術支援
 - c. 国内司法制度の整備支援
 - d. 裁判・捜査オンライン化
6. 締約国に対し、各国によるICC規程上の義務の不履行について、それが意図的な不履行によるものか、または司法制度・人的資源・財政的資源等の不足により履行能力を欠くことによるものかを、客観的かつ公平な基準に基づきASPが審査・判断する制度を設けることを要請する；
7. 締約国に対し、履行能力を有するにもかかわらずICCへの意図的かつ継続的な非協力が認められる場合、まず対話及び協議を通じて協力を促し、それでもなお非協力が継続する場合には、公式な警告、履行期限の設定、履行状況の公表及び協力上の優遇措置の一時停止等、段階的な措置を講じることを要請する；
8. 現職の国家元首について国際犯罪に対する免責を認めないが、在任期間中の訴追手続については保留を認めることを決定する；
9. ASPに対し、締約国によるICC規程上の義務の履行状況について、逮捕状の執行及び被疑者の引渡しへの協力、証拠・情報の提出、分担金の納付その他のICCへの協力状況を含む年次報告書を作成し、公表することを要請する；
10. ICCへの協力義務を積極的かつ継続的に履行した締約国に対し、その協力実績及び優良事例をASPにおいて共有・評価し、締約国間の協力促進における主導的な役割を担う機会を設けることを要請する；
11. 締約国に対して、ICCへの意図的かつ継続的な非協力が認められる場合、国連総会などの国際的な議論の場において、非難・外交的圧力を加えることで協力を促す仕組みを構築するように促す；
12. 締約国に対し、ICC規程に基づく義務を適切かつ継続的に履行した国に対して、ICCとの協力関係の強化、司法協力における優先的な支援及び関連する国際的枠組みへの参加機会の拡大等、具体的なインセンティブを提供することを要請する；
13. ASPに対し、ICCの判事及び検察官の職務上の独立性を確保するため、その選任、任期及び職務遂行における政治的介入その他の不当な影響の有無について継続的に監視し、その独立性の確保状況及び監視結果を4年に1度報告書として公表することを要請する；
14. 国連総会に対し、ICCの判事及び検察官の職務上の独立性を損なうおそれのある政治的圧力その他の不当な介入が認められた場合、当該行為を行った国に対して、当該行為の撤回及び再発防止を要請す

ることを促す；

15. 締結国に対し、ICCの判事及び検察官などの職員は着任時、既存の財産及び給料を締約国内の金融機関などに移管することを選択することができるICC職員保護プログラムをICCに設置することを要請する；
16. 締約国に対し、分担金の未納について、意図的な不履行によるものか、経済的・財政的事情その他やむを得ない理由によるものかを、ASPが客観的に審査・判断することを要請する；
17. ICCに対し、財政に関する年次報告書を作成・公表し、予算執行状況及び資金の使途に関する説明責任を要請する；
18. EU等の先進事例を参考に、あらゆる地域機構において、加盟条件としての「ローマ規定の批准」を導入し、拡大するように促す；
19. ICCに対して、自然災害または甚大な経済危機に見舞われた国を対象とした分担金の減免制度の導入するを検討するよう要請する；
20. 継続的なICC改革に関する議論の場の必要性を強調する；
21. 各締約国に対して、更なる司法能力の構築、整備のために最大限努力することを奨励する；
22. 各締約国に対して、ICCの運用状況に対して定期的な確認及び検証をすることを要請する。